

## 平成26年度 第2回北見市社会福祉審議会 会議録

日 時：平成26年12月1日（月） 午後2時00分～3時05分  
場 所：まちきた大通りビル庁舎 6階 北見市議会 第二委員会室  
出 席 者：佐藤会長、岡田副会長、江野委員、堀口委員、稲村委員、坂本委員、高橋委員、鈴木委員  
小林委員、三宅委員、不破委員、吉田委員、石森委員、信田委員、藤田委員、大西委員  
（事務局） 皆川保健福祉部長、大栄保健福祉部次長、高田社会福祉課長、駒井介護福祉課長  
長尾保健福祉部主幹、横地社会福祉課障がい管理担当係長、鈴木介護福祉課庶務指導担当係長  
松田保護課面接相談担当係長、和泉社会福祉課総務担当係長、持田担当、川口担当  
欠 席 者：岡崎委員、白幡委員、古屋委員、平野委員

### 会議次第

#### 1. 議 題

- (1) 北見市社会福祉審議会条例の一部改正について
- (2) 介護保険法改正に伴う市町村基準について
- (3) 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
- (4) 第4期北見市障がい福祉計画の策定について
- (5) 生活困窮者自立支援法施行への対応について
- (6) その他

#### 2. そ の 他

### 開 会

(会長)

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。  
社会福祉審議会会長の佐藤でございます。  
どうぞよろしく願いいたします。  
ただ今から、平成26年度第2回北見市社会福祉審議会を開会いたします。

### 会議の成立

(会長)

次に会議の成立について、事務局より報告をいたします。

(事務局)

本日の出席委員数は、20人中16人です。  
岡崎委員、白幡委員、古屋委員、平野委員におかれましては、所用のため欠席される旨、  
連絡がありましたので、ご報告いたします。  
審議会条例第6条第2項の規定に基づき、半数以上の出席がありますので、本日の会議  
が成立いたしますことを、ご報告いたします。  
以上であります。

### 議題 報告案件

(会長)

それでは、本日の議題に入らせていただきます。議題の(1)北見市社会福祉審議会条例  
の一部改正についてを事務局から説明願います。

(1) 北見市社会福  
祉審議会条例の一  
部改正について

(事務局)

私の方から、(1)北見市社会福祉審議会条例の一部改正について説明いたします。改  
正の理由としましては、市の最高規範であります「まちづくり基本条例」第26条に審議  
会等を設置するときは、原則として委員を公募すると規定がなされており、全市的に「ま  
ちづくり基本条例」との整合性を図るため、次期改選時より原則として、審議会等の附属  
機関においては、公募の実施に伴う必要な条例改正を本年12月の定例市議会に提案する  
こととなりました。

そのため、北見市社会福祉審議会条例第3条の第2項における委員について、民生委員、  
社会福祉施設及び社会福祉関係機関の代表、学識経験者に続き、公募による者を追加し、

条例の一部改正を行うものです。

尚、本審議会の委員任期が平成28年5月23日までの2年間となっておりますことから、そのタイミングで公募を実施し委員を選任していくよう考えております。

資料の下記には関係する「北見市まちづくり基本条例」の第26条関係を掲載しております。

私の方からの説明は以上となります。

(会長) ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

…………… 質問なし ……………

(会長) 続きまして、次に議題の(2)介護保険法改正に伴う市町村基準についてを事務局から説明願います。

(2) 介護保険法改正に伴う市町村基準について

(事務局)

介護保険法改正に伴う市町村基準について、ご報告させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。国の地域主権改革の流れを受けまして、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成25年に成立し、介護保険法が改正されました。

この改正により、これまで厚生労働省令によって全国一律に定められていました

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等」と「地域包括支援センターの包括的支援事業に係る基準」を、市町村の条例で定めることとなりました。このことから、国の示した省令等に従い、平成26年12月の定例市議会に2つの条例案を提案させていただく予定をしております。

尚、今回条例で基準を定めます、介護予防支援及び包括定期支援事業とは、地域包括支援センターが実施している業務であり、介護予防支援とは、介護保険の要支援1・2の利用者の介護予防サービス計画を作成し、サービス調整等を行う支援であります。

次に、包括的支援事業とは、高齢者が地域で生活が継続できるよう支援を行う①の総合相談事業、②の介護予防ケアマネジメント事業、③の権利擁護事業、④の介護支援専門員支援や地域のネットワークづくりの事業でございます。

私からは、以上でございます。

(会長) ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

(委員) 市町村で独自で出そうとしている基準と、今までの基準の違いはどのようなことか。

(事務局) 今回定める介護予防等の基準については、基本方針。従業員数、管理者等その他様々な運営規定に関することを定める事となっております。北見市においては、基本的に国に示されている物を踏襲し強化すべきところは強化するという内容で、一部考えております。包括的支援事業にかかる人員基準等においては、3人の保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の専門職の基準が、主に高齢者人口に応じて決める条例となっております。北見市においては、概ね6,000人を越えた部分の体制強化について、条例提案をさせていただきたいと考えております。

(委員) 社会福祉審議会で審議する際に、議案として議会に出しますではまずいのでは。例えば北見市では、このような基準で12月の議会に提出しますというような形で、審議会に提出してもらわないと、どのような程度のものかわからない。

- (事務局) 今回の社会福祉審議会の議題については、今回介護保険法の市町村基準あるいは計画関係については、他の策定等委員会があることから、今回の審議会議題の1から5については報告案件とさせていただきますのでよろしくお願いたします。
- (会長) もう少しその辺の作業工程の中で、社会福祉審議会ではどのような審議になるのか詳しく説明願います。
- (事務局) 社会福祉審議会においては、過去に審議されたものとして、敬老会関係や、市政全般を審議していただいております。ここ何年かについては、3年前もそうですが、高齢者の介護保険事業計画や障がい者計画についても、他の策定等委員会があることからスケジュールを組んで策定していき、最後に、このような形で策定されましたとして審議会に報告しております。審議については、今後課題等あった場合社会福祉審議会でも審議していただく形になります。
- (委員) 私がこれを聞いて判断するのは、介護保険法の改正に伴って北見市の基準をこれから作るが、これでよろしいでしょうかと提示されたものを、いい悪いの判断をしたり、国基準を下回らないようにした方がいいとか、そういうものに基づいて案が出来上がり、その案がまた審議会に提出されるということによろしいでしょうか。
- (事務局) 次は、案ではなくこう決まりましたという報告になります。
- (事務局) 今回の社会福祉審議会は報告案件として報告させていただきますと申し上げますのは、あくまでも、各計画策定委員会の中で計画を策定し、ご報告内容を練らせていただき、最終的に答申いただき議会で報告する、条例については議会に提案する事務的な進め方になります。そう進めた場合に、総合的に審議会に、現在の進捗状況報告や条例案を報告させていただきますという、経過及び過程の報告をさせていただきますそのご理解をいただきたく、今回審議会にご報告させていただきました。例えば、今回の介護保険法改正については、議会提案はこれからとなるものから、具体的な市町村の条例案としては、本審議会にご報告というところまでは至っていませんが、方向として今回の法律改正に従って、その基準に従い議会に条例案を提案しますということをご理解をいただきたいということで報告させていただいておりますので、ご理解、ご意見をいただければと思います。
- (委員) 策定委員会で審議されたかと思うが、その後分権法成立によりまして市独自にあるものを決めると思うのだが、それについては策定委員会にかけずに議会に報告することは市としてどうなのか。
- (事務局) 本条例を提案するという事は、策定委員会にお諮りしております。市独自で強化したい部分も説明し、了承をいただいております。
- (事務局) 策定委員会には、国の基準はこう示されております、今現在市の予定としては策定委員会で意見をもらうこととなるが、市の予定としてはこの様に検討しておりますので、ご意見をくださいという審議過程は踏んでおります。それに従い、次の議会に条例案として提案させていただきますというような審議につきましては、策定委員会で審議を了させていただきます。今般社会福祉審議会にお諮りいたしましたのは、そういう形になって今定例議会で報告させていただきますという経過を報告申し上げたという取扱いになっておりますので、よろしくお願いたします。また、(2)の市町村基準とはどのような内容というのは、国が示した基準と、市の方向性について改めて担当より説明させていただきます。

- (委員) 国の指針に基づいて条例を作るのなら、当面は国の指針通りでやりたいということではないか。次に北見市独自で基準を付加して、国より厚みを持たすかどうかは、これからの検討事項ではないか。この場合は審議会で委員会ではない。
- (委員) 社会福祉審議会の委員として、こういうものを審議していく、これは他で審議していくように、わかりやすく示した方がいいと思う。審議会で諮問して審議するものなのか報告だけのものなのかを整理した方がわかりやすくて良い。
- (委員) 分権法が成立しまして、市町村の役割を尊重した法律ですので、もし北見市として国が言っていることと違うものにするのならば、策定委員会できちんと決めるべきで、そこを経てからなら、この審議会は策定委員会とは違うので、尊重した上で、どうしても審議したいのならば審議して、こういうものを経て議会に報告するのなら、私は良としますが、説明の仕方が少し不明確だったので質問した。分権法は非常に重要な部分で、独自で物事をやろうとする意識を審議会委員も策定委員も行政もきちんと持ってやっていくことが重要だと思う。
- (会長) もう少し明確に、事務局説明をお願いします。
- (事務局) 介護予防支援等の基準を定める条例案ですが、国の示す基準を踏襲いたします。その中で一部北見市の基準といたしましては評価する部分は、介護予防支援事業者は、事故等の状況があった場合には、市長に報告をするという所を北見市独自の強化として盛り込む予定となっております。この部分は先に条例で制定しております「北見市地域密着型サービスの事業に関する条例」においても同様としていることから、同じ基準としたいとして強化しております。
- 次に、地域包括支援センターの包括的事業にかかる基準は、特に国の基準を強化したい部分は、国は高齢者人口の3,000から6,000を一つとして、専門職の3名配置となっております。北見市においては、7か所の包括支援センターを設置しておりますが3か所はすでに6,000人という高齢者人口を超えておりますので、相談業務、ネットワーク作りに支障をきたしている現状が見られるため、6,000から8,000人ということで、2,000人を一区切りとして保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職のいずれか1名を追加配置し、4名にする人員体制の強化を図る内容を条例に提案したいと考えております。
- (委員) そのことを策定委員会で審議しているのですね。
- (事務局) 審議しております。
- (事務局) 委員からありました、社会福祉審議会の在り方についてですが、他の策定等委員会、法律で決められた中で行っているもの、或いはネットワーク等で他で策定しているものや計画については、そこで審議をしていただいて社会福祉審議会には報告させていただきます。
- また、社会福祉審議会の審議については、過去においては敬老会の在り方について、敬老年金から現在の長寿祝金に改正した等、施策的なものも含めた中で審議していただく場面においては、他に策定等委員会がないものですから、福祉行政の施策的な観点において市長から諮問を受けたり、審議をしていただきたいと思いますと考えております。
- (会長) 次に議題の(3)第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定についてを事務局から説明願います。

(3) 第6期高齢者  
保健福祉計画・介護  
保険事業計画の策  
定について

(事務局)

次に介護福祉課所管に関わります「第6期北見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定にあたっての進め方につきまして、ご説明させていただきます。

それでは、審議会資料の3ページをお開きください。

大変申し訳ございませんが、資料に追加をお願いいたします。

下段2介護給付の概要の表であります、(1) 高齢者人口及び要支援・要介護者の表の単位は、(人) であります。(2) の表の単位は、(百万円) であります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明させていただきます。

第5期計画が本年度で終了となるため、平成27～29年度までの3年を計画期間とする第6期計画を策定します。

また、第6期以後の介護保険事業計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、「地域包括ケア計画」として、第5期で開始した地域包括ケアシステム構築のための取組を承継し、医療と介護連携等を本格化していくものです。

なお、計画の基本的方向性は、市の総合計画を上位計画とし、地域福祉計画などと調和がとれたものとするとともに、第4期計画からの基本理念を継続し高齢者保健福祉計画と一体的に策定してまいります。

計画に係る基本理念及び基本目標は中段に記載のとおりです。

次に、下段2の介護給付費の概要についてですが、

高齢者人口、要支援・要介護者数の実績と27年からの推計を載せております。この表につきましての単位は人であります。

また、介護認定者の増加に伴い下段の表のとおりサービス種別ごとの給付費も増加している状況にあります。この表につきましての単位は百万円であります。

次に、4ページをご覧ください。

左の円グラフが介護給付費全体の負担割合を表示しております。次のグラフが6期計画3ヶ年合計の給付費推計での負担割合、右のグラフがサービスごとの給付費割合を掲載しております。現在、認定者数、給付費、制度改正等について内容を精査し保険料等につきまして推計作業を行っているところであり、年末以降に国からの各種係数が提示されたのち算定を予定しております。

次に、4 今後の計画スケジュールですが、1月に制度改正内容を含めた素案をまとめ策定委員会に報告し、パブリックコメントを行い、策定案を市長に答申後、当社会福祉審議会に報告させていただき、3月に常任委員会報告及び議会に条例改正案を提出する予定となっております。

次に、5 第6期計画中の特別養護老人ホーム整備事業についてですが、市内12施設のうち、老朽化に伴い2ヶ所の施設建替えを6期計画内に予定しております。

まず、特別養護老人ホーム光の苑ですが、

昭和45年建築の築44年、入所定員102名、平成27年度から28年度の2ヶ年での建替えを予定しております。

もう一箇所については、特別養護老人ホームところで昭和46年建築の築43年、入所定員100名、平成29年度建替えを予定しております。

なお、建替え整備に係る道補助金及び北見市補助金は標記のとおりとなっております。以上で説明を終わらせていただきます。

(会長)

ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

(委員)

消費税の関係が先送りされている中で、財政当局と市全体の打ち合わせは行われた中で計画策定となっているのか。福祉部門独自で強い意志を持って策定し、財政当局や市民市長、議会など様々なところを通して実現されるのか。福祉関係のことは、市民にとっても関心が高いし、必ず影響を受けるものですから、財政当局ときちんと横の連絡を取り合い、市民の理解を得ながら、北見市の社会福祉事業として遂行していけるようよろしくお

願いたいです。

- (委員) 基本理念の中で、「地域で支えあい、高齢者が安心していきいきと暮らせるまちを目指して」とあるが、計画を策定しているということで希望といえますか、福祉の計画の中では、この項目は具体性が薄い部分があるが、それほどお金がかかる部分ではないと思うので積極的に取り組みをしていただきたいと、策定委員会に願いたいです。
- (事務局) ただ今、お二人の委員から意見をいただきましたが、財政計画とは裏腹の介護保険計画 高齢者福祉計画であります。福祉全体の計画があり、その中でも事業費が毎年変わっていくものですので、計画、実施計画もたてた、その中で毎年事業費を更正しながら計画を実施していく仕組みとなっており、十分関係部局と協議しながら計画遂行に向けて事業を進めていきたい、計画を進めていきたいと考えております。  
また、ご指摘のありました地域で支えあう体制の整備については、策定委員会と話を進めながら、事業計画について策定してまいりたいと考えております。
- (委員) 団塊の世代が75歳になる2025年に向けてと話があったが、3ページの(2)の表があるが、29年までの計画策定ということはわかるが、今自分がかわわっている子ども子育て会議は5年の計画だが、2025年平成37年までの推計は出しているのか。4ページ目のグラフですが、326億とありますが、3年間で北見市が負担するのは40億ということですか。
- (事務局) 40億です。
- (委員) 最後の5のところですが、策定委員会で審議されていると思うが、この2施設の改築は必要かと思うが、定員は満たすことができるのか。平成27年からの3年間で利用者がどの程度増えるか予想して、その予想に基づいて2施設の改築だけでよいと判断されたと思うが、定員を増やす必要性はないのか。
- (委員) 今お話がありましたが、地域密着型サービスについては平成26年と29年の差を見ると7億9,600万、約8億ありますから地域密着型サービスは多く伸ばしています。一方施設サービスについては3,200万ということで残念ながら伸ばせられないだろうという見込みを立てておられる。居宅介護サービスは10億2,000万。居宅介護サービスと地域密着型サービス、グループホームも含めて在宅を賄っていこうという考えと思っております。したがって、施設サービスについては、ほぼ横並びの数字になる、その中で施設で必要なら増改築を行う、なお且つ27、28、29で道の補助が3,654,000円と出ていますが、来年度の補助単価は来年度にならないとわからないので、現在の単価かと思うが、道の担当者とやり取りはしているかと思っております。  
常呂については、このようなことを考えています程度の話とされているが、受ける方はそういう程度だろうとされていて、3年の計画を現在作っているのに何で書かれているのか市長、審議会等の会議の場の了解を経ながら、市としてこうなっていくだろうという状況かと思えます。  
先ほどの説明でも、保険料がまだいくらになるのかわからない。たくさん使うと保険料は上がるので、前回も5,000円上がるのはどうなのかという議論もあったし、その辺は国の動向も十分把握した中で、ぎりぎりの地域で生活をされている見込みを立てて、地域の中で何とかやっつけようという計画を作るという認識は、この中で見ることはできますが、先ほどの委員の質問でもありましたが、できればもう少し先まで見ればいいが、この程度でいいのかなと思う。次の3年がたてば、施設がいるのかどうか、団塊の世代が2025年で落ち着くが、高齢者人口は2036年がピークでその後落ちていくことからあまりたくさん作ると、空き部屋だらけになるかと思えます。そういう状況もあるので

その辺も踏まえた判断かと思っております。

(事務局) 策定委員会の議論の中では、委員の方からご指摘のあった内容について色々審議をいただき、国の方針もあって、居宅サービス、地域密着型サービスにおいて充実しつつ、施設サービスについては維持をしていく。待機者対策も含めて対応していきたい、というのが今6期計画の基本的な国の考え方、我々が今策定している流れとなっております。策定委員会の中で議論いただいておりますが、人口はどのようになっていくか見ていきたいという意見もありましたので、推計人口、その他施設整備の今の策定委員会に示している考え方について、担当より説明いたします。

(事務局) 人口についてですが、平成32年の人口と高齢者人口について、総人口が11万4,784人に対して、65歳以上の人口ですが38,522人となっております。順調に高齢者人口が伸びている状況です。また、特別養護老人ホームについてですが、現在北見市内に12か所あります。その中で、北海道の中でも3番目に古いのが光の苑とのぞみの園となっております。ほかの施設については、ほとんどで施設整備、改築しております。この3年間の中で、事前に施設の方と協議を重ね、古い施設から改築ということで、他の施設については、留辺蘂の施設については昭和55年にできているため、第7期の計画にはもしかしたら施設の方から相談があるかなと考えております。

また、それ以外の部分については、あくまでも今の既存施設の老朽化に伴う建て替えになります。第6期計画については、策定委員会の中でも協議している状況で、国の考え方が在宅福祉、認知症対策ということもありまして、特別養護老人ホームの待機者の方、認知症の重度の方、在宅でどのようなケアをできるかという部分の中で、別に施設整備が必要かどうか、在宅サービスが必要かどうかを検討中ですので、次回報告できるかと思います。

(会長) 次に議題の(4)第4期北見市障がい福祉計画の策定についてを事務局から説明願います

(4) 第4期北見市障がい福祉計画の策定について

(事務局)

私から、お手元の審議会資料に基づき、ご説明させていただきます。

資料5ページをご覧ください。

1. 計画の位置づけと法的根拠についてでございますが、「北見市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法において市町村に策定を義務付ける「市町村障害福祉計画」として策定し、四角で囲った図にお示ししておりますが、障害者基本法に基づく「障がい者計画」の「生活支援」分野の実施計画と位置づけられております。

2. 計画期間についてでございますが、本計画は、3年間で1計画期間としており、第4期の計画期間は平成27年度から平成29年度の3年間となっております。

なお、第4期計画期間中に、平成19年度から平成28年度末までを計画期間とする「北見市障がい者計画」が計画期間の期限を迎えることから、29年度から新たにスタートする第二期の「北見市障がい者計画」との整合性を図るため、必要に応じて、第4期計画の内容を見直すことにしております。

6ページをお開きください。

3. 計画の内容についてでございますが、関係団体などとのヒアリングを通じて障がい児(者)、家族及び関係者が抱える課題を掘り起こし、(1)障がい福祉サービスの現状と見込み量及び確保策から、(3)重点的な取り組みと課題について検討を行い、具体的に盛り込んでまいります。

4. 計画の構成については、第3期計画と同様の計画構成とすることとしております。

5. 計画の策定体制と方法についてでございますが、

第3期計画策定時と同様に、計画策定の中核機関として、市民、事業所、関係機関・団体の代表で組織する「北見市障がい者支援ネットワーク」に、「障がい福祉計画策定専門部会」を設置し、計画策定作業を進めております。

幅広い市民の声を計画に反映させるために、障がい福祉関係者・団体とヒアリングを実施し、参加いただいた方から多くのご意見を賜り、計画策定の基礎資料とさせていただくことにしております。

また、数値目標及びサービスの見込み量の設定にあたっては、北海道との調整が必要なことから、適宜、連携を図りながら策定作業を進めてまいります。

最後に、6. 策定作業の経過と予定についてでございますが、関係者・団体とのヒアリングを市内9会場で10/7から10/31の期間で実施し、11月26日に福祉民生常任委員会へ策定経過報告を行いました。

今後におきましては、12月中に素案のとりまとめを行い、来年1月のパブリックコメントなど所定の手続きを経て、来年2月に本審議会にご報告し、3月に福祉民生常任委員会にご報告させていただき、策定を完了する見込みでございます。

私からは以上でございます。

(会長) ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

…………… 質問なし ……………

(会長) 次に議題の(5)生活困窮者自立支援法施行への対応についてを事務局から説明願います。

(5)生活困窮者自立支援法施行への対応について

(事務局)

私の方から生活困窮者自立支援法施行への対応についてご説明させていただきます。生活困窮者自立支援法への対応について、法の概要、北見市における実施状況等についてご説明いたします。

生活困窮者自立支援法は来年4月に本格施行されますが、わが国の経済的変化を踏まえて、生活保護制度の見直しとともに生活困窮者対策に総合的に取り組むことを目的として設立されました。

この法律は、生活保護の一步手前にある生活困窮者層の自立支援を強化するため、これまでの社会保障と生活保護による対応から、第2のセーフティネットとして新たな一層を設けることにより、現行制度の構造を大きく改める包括的な支援制度として位置づけられます。

対象者となるのは、現に「経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者」とされていますが、複合的な課題を抱える生活困窮者が、「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要であります。

また、制度の目指す自立は、経済的な自立だけでなく、日常生活における自立や社会生活における自立も含まれています。

この制度は、必須事業となる「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」の他、自治体において任意に実施できる各種支援事業が設定されています。

「自立相談支援事業」は、相談者に対して、ご本人が抱える課題を把握・検証し、それぞれに作成した支援計画に基づいて、生活の安定や就労促進などの、おのおの自立に向けた相談支援を実施する事業であります。

また、「住居確保給付金」につきましては、既に平成21年度から行われている「住宅支援給付」の制度化を図ったものであります。

この二つの必須事業のほか、記載のとおり複数の任意事業が用意されております。北見市におきましては、来年4月の法施行に先駆け、本年10月からモデル事業として、プロポーザル方式より社会福祉協議会に事業を委託し、「自立相談支援事業」と、任意事業の一つである「就労準備支援事業」を実施しているところであります。

なお現在まで、来所や電話による相談、訪問相談により、10月から2ヶ月間で17件の相談を受け付けており、仕事や生活の問題に加え、健康面やメンタル的な問題、人間関係や法律問題など、相談内容は多岐に渡っております。

また、来年4月以降はモデル事業から本格実施となりますが、その際はこのほかに生活困窮家庭の子どもに対する「学習支援事業」についても実施を予定しております。

なお、この制度は介護保険のように対象者が限定された支援ではないため、対象者の「発見」と「支援」の両方を目的として、市役所内の関係部局（保健医療、年金、税務、水道、住宅等）や関係団体（民生委員児童委員協議会、居宅介護支援事業所、ハローワーク等）との連携が必要であります。今後、本格実施に向けて、より一層の周知及び連携強化を図ってまいります。説明は以上です。

- (会長) ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。
- (委員) こういった様々な社会福祉事業が行われているが、意外と700近い町内会に知られていない。会長は知っていると思うが、町内会の会員の皆様は、国や自治体がやっている事業を知らない。民生委員の方々も頑張っていると思いますが知られていない。自立支援は非常に重要かと思えます。周知徹底についてはどのような形を考えているか。
- (事務局) 10月に、社協だよりに掲載したほか、今後については、多くの市民の方に周知できるように全戸配布を予定しております。また、関係機関あてのパンフレットなども作成して今後、ご協力いただきたいと思いますと考えております。
- (委員) なかなか読まないと思います。町内会でも読んでくださいと書いてはいるが、中々読まないで会長などに相談するなどの事例もあるので、ご努力していただければと思います。
- (委員) 生活困窮者という方がどういう方か見えてこない。定義したとして、市としてどのくらいの人を想定しているのか。私としては、法案の概要の2、生活困窮家庭の子どもの部分が一番関心があります。
- (事務局) 定義であります。この法律での生活困窮者とは、生活保護に至る前の段階にあるいわゆる経済的困窮者を主な支援対象としておりますが、そのほかに地域から孤立している方または、複合的な課題を抱えている方も多いたして、これらの課題を抱えている方への対策も掲げられています。よって、経済的困窮、孤立、複合的課題といった課題を抱えている方と定義されております。
- (委員) 複合的課題とは、事例的にどういった方を想定しているか。
- (事務局) 家庭的な課題を抱えて、なお且つ債務を抱えている方など、一つの問題ではなく幾つもの課題を抱えている方です。
- (委員) その幾つものを教えてください。
- (事務局) 複合的というのは、障がい者と高齢者がいて、まず経済的なもの、障がいサービスがうまく使われていないもの、そこにお子さんがいて、生活がきちんとなっていない等、いろいろな部局と関わらなければならない例もありますが、そういう方を複合型、2つ以上という形になりますが、経済的な困窮者のみならず、中々行政に相談できない方もいらっしゃいます。行政には相談できないが、自立支援センターには相談できる、今まで他都市でモデル事業をやっている中で、そういう事例が多く出てきました。直に行政に相談するよりも、ワンクッションおいた民間事業所に相談したいという方もいるので、北見市においても委託モデル事業を実施しているところであります。人数についてですが、把握は非常に難しいです。訪問をしながら、地域から情報をもりながら進めていく形になります。

先ほど担当から説明しましたが、社協だよりが出てすぐ、自立支援センターに2, 3件問い合わせがあった形になっていますので、周知についても務めてまいりたいと思っております。

定義についても、国の方でも曖昧な表現しかないのと、どの自治体でも気にしているのが自治体間で差が生じるのではないかという課題もでてきております。うちの職員も研修、センターの職員も研修を受けて、差が生じないよう事業を進めているところです。

(会長) 次に議題の(6) その他ですが事務局から何かございますか。

(会長) その他として委員の皆さんから何かございませんか。  
事務局から何かありませんか。

その他

(事務局) 次回の審議会についてであります。2月から3月に一度開催を予定しております。詳細については、またご案内させていただきます。

(会長) 本日の議事は以上でございます。  
これにて「平成26年度 第2回北見市社会福祉審議会」を終了いたします。  
長時間にわたりご苦勞様でした。

終了 午後3時5分